

議員提出議案第1号

さいたま市議会政務活動費の交付に関する条例の制定について
さいたま市議会政務活動費の交付に関する条例を次のように定める。

平成25年2月6日提出

提出者	さいたま市議会議員	加藤 得二
	同	神崎 功
	同	小森谷 優
	同	細沼 武彦
	同	山崎 章
賛成者	さいたま市議会議員	新藤 信夫
	同	高柳 俊哉
	同	宮沢 則之
	同	土井 裕之
	同	加川 義光

さいたま市議会政務活動費の交付に関する条例

さいたま市議会政務調査費の交付に関する条例（平成21年さいたま市条例第19号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項及び第15項の規定に基づき、並びに同条第16項の規定の趣旨にのっとり、さいたま市議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、議会における会派及び議員に対して交付する政務活動費に関し必要な事項を定めるものとする。

（交付の対象）

第2条 政務活動費は、議会における会派（2人以上の議員で構成される会派で、次条第1項の規定による結成の届出が受理されたものをいう。以下「会派」という。）及び議員（第4条第1項の規定により政務活動費の月額として14万円の額を選択した会派に所属する議員及びいずれの会派にも所属しない議員に限る。以下「交付対象議員」という。）に対して交付する。

(会派の届出)

第3条 議員により結成された会派が政務活動費の交付を受けようとするときは、当該会派の代表者は、市長に対し、会派の結成を届け出なければならない。届け出た事項に異動を生じたときも、同様とする。

2 会派が解散したときは、当該会派の代表者であった者は、市長に対し、速やかにその旨を届け出なければならない。

(会派に対して交付する政務活動費)

第4条 会派に対して交付する政務活動費の月額、34万円又は14万円のうちから各会派が選択したいずれかの額に、各月の初日(以下「基準日」という。)における当該会派に所属する議員(基準日において任期が満了し、辞職し、失職し、議会から除名され、若しくは死亡し、又は所属する会派から脱会し、若しくは除名された議員を除く。)の数を乗じて得た額とする。

2 基準日において会派が解散したときは、当該基準日の属する月分の政務活動費は、当該会派に対して交付しない。

3 月の中途において議員の任期の満了、辞職、失職、議会からの除名若しくは死亡、所属する会派からの脱会若しくは除名又は議会の解散があった場合は、これらの事由が生じなかったものとみなして、当該月分の政務活動費を交付する。月の中途において会派の所属議員数に異動を生じ、又は会派が解散したときも、同様とする。

4 基準日において議会が解散したときは、当該基準日の属する月分の政務活動費は、交付しない。

5 各会派の所属議員数の計算については、同一の議員について重複して行うことができない。

(議員に対して交付する政務活動費)

第5条 議員に対して交付する政務活動費の月額は20万円とし、基準日において交付対象議員である議員(基準日において任期が満了し、辞職し、失職し、議会から除名され、又は死亡した議員を除く。)に対して交付する。

2 基準日において交付対象議員が交付対象議員でない議員となったときは、当該基準日の属する月分の政務活動費は、当該交付対象議員であった者に対して交付しない。

3 前条第3項前段及び第4項の規定は、交付対象議員に対して交付する政務活動費について準用する。

(交付の申請)

第6条 政務活動費の交付を受けようとする会派の代表者及び交付対象議員は、市長に対し、その交付を申請しなければならない。申請した事項に異動を生じたときも、同様とする。

(交付の決定等)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、政務活動費の交付を決定する。

2 市長は、前項の規定により政務活動費の交付を決定したときは、当該申請をした会派の代表者及び交付対象議員に対し、速やかにその旨を通知する。

(交付の請求)

第8条 前条第1項の規定により交付の決定を受けた会派の代表者及び交付対象議員は、4月から9月まで及び10月から翌年の3月までの各区分による期間（以下「半期」という。）ごとに、各半期の最初の月の7日（その日が市の休日に当たるときは、その日後において、その日に最も近い市の休日でない日）までに、市長に対し、当該半期に属する月数分の政務活動費の交付を請求するものとする。ただし、一の半期中途において議員の任期が満了する場合は、当該任期が満了する日の属する月（当該任期が満了する日が基準日であるときは、その日の属する月の前月）までの月数分の政務活動費の交付を請求するものとする。

2 一の半期中途において新たに結成された会派の代表者又は新たに交付対象議員となった議員で、第6条の規定による交付の申請を行い、前条第1項の規定による交付の決定を受けたものは、前項本文の規定にかかわらず、速やかに、市長に対し、当該会派が結成された日又は当該議員が交付対象議員となった日の属する月の翌月（当該会派が結成された日又は交付対象議員となった日が基準日であるときは、その日の属する月）からこれらの日の属する半期の最後の月までの月数分の政務活動費の交付を請求するものとする。

3 一の半期中途において会派の所属議員数に異動を生じたことにより、既に交付を受けた政務活動費の額が当該異動後の所属議員数に基づいて算定した政務活動費

の額を下回るときは、第6条後段の規定により異動に伴う交付の申請を行った会派の代表者は、第1項本文の規定にかかわらず、速やかに、市長に対し、当該異動を生じた日の属する月の翌月（当該異動を生じた日が基準日であるときは、その日の属する月）からその日の属する半期の最後の月までの月数分の政務活動費（既に交付を受けた政務活動費の額と当該異動後の所属議員数に基づいて算定した政務活動費の額との差額に相当する額に限る。）の交付を請求するものとする。

- 4 政務活動費の交付を受けていなかった交付対象議員で、一の半期中途において第6条の規定による交付の申請を行い、前条第1項の規定による交付の決定を受けたものは、第1項本文の規定にかかわらず、速やかに、市長に対し、当該交付の申請の日の属する月の翌月（当該交付の申請の日が基準日であるときは、その日の属する月）からその日の属する半期の最後の月までの月数分の政務活動費の交付を請求するものとする。

（交付等）

第9条 市長は、前条各項の規定による請求があったときは、速やかに政務活動費を交付する。

- 2 一の半期中途において会派の所属議員数に異動を生じたことにより、既に交付を受けた政務活動費の額が当該異動後の所属議員数に基づいて算定した政務活動費の額を上回るとき、又は政務活動費の交付を受けた会派が解散したときは、当該会派の代表者（会派が解散したときにあつては、当該会派の代表者であつた者）は、当該異動を生じた日又は会派が解散した日の属する月の翌月（当該異動を生じた日又は会派が解散した日が基準日であるときは、その日の属する月）からこれらの日の属する半期の最後の月までの月数分の政務活動費（既に交付を受けた政務活動費の額と当該異動後の所属議員数に基づいて算定した政務活動費の額との差額又は会派の解散により政務活動費の交付を受けることができないこととなる額に相当する額に限る。）を、速やかに市長に返還しなければならない。
- 3 一の半期中途において政務活動費の交付を受けた交付対象議員が交付対象議員でない議員となったときは、当該交付対象議員であつた者（当該交付対象議員であつた者が死亡した場合にあつては、その相続人その他の一般承継人）は、当該交付対象議員でない議員となった日の属する月の翌月（当該交付対象議員でない議員と

なった日が基準日であるときは、その日の属する月) からその日の属する半期の最後の月までの月数分の政務活動費を、速やかに市長に返還しなければならない。

- 4 一の半期中途において議会が解散したときは、政務活動費の交付を受けた会派の代表者であった者又は交付対象議員であった者は、当該解散した日の属する月の翌月(当該解散した日が基準日であるときは、その日の属する月) からその日の属する半期の最後の月までの月数分の政務活動費を、速やかに市長に返還しなければならない。

(政務活動費を充てることができる経費の範囲)

第10条 政務活動費の交付を受けた会派及び交付対象議員は、当該政務活動費を、市の事務及び地方行財政に関する調査研究(以下「調査研究」という。)、国、他の団体等に対して行う要請、陳情等のための活動(以下「要請陳情活動」という。)、その他の市民福祉の向上と市の発展のために行う活動に必要な経費で、別表に定めるものに充てなければならない。

(経理責任者等)

第11条 政務活動費の交付を受けようとする会派は、政務活動費の経理を適正に行うため、当該会派に所属する議員のうちから経理責任者を1人置かなければならない。

- 2 政務活動費の交付を受けた交付対象議員は、政務活動費の経理を適正に行わなければならない。

(収支報告)

第12条 政務活動費の交付を受けた会派の代表者及び交付対象議員は、規則で定めるところにより、政務活動費に係る収入及び支出の報告書(以下「収支報告書」という。)を作成し、これに当該支出に係る領収書その他の当該支出の事実を証する書類(以下「領収書等」という。)の写しを添付して、議長に提出しなければならない。

- 2 前項の収支報告書及び領収書等の写し(以下「収支報告書等」という。)は、政務活動費の交付を受けた各半期の末日の翌日から起算して1月以内に提出しなければならない。
- 3 政務活動費の交付を受けた会派が解散したとき、又は交付対象議員が交付対象議

員でない議員となったときは、前項の規定にかかわらず、当該会派の代表者であった者若しくは経理責任者であった者又は交付対象議員であった者（当該交付対象議員であった者が死亡した場合にあっては、その相続人その他の一般承継人）は、当該解散した日又は交付対象議員でない議員となった日の翌日から起算して1月以内に、議長に対し、収支報告書等を提出しなければならない。

4 議会が解散したときは、第2項の規定にかかわらず、政務活動費の交付を受けた会派の代表者であった者若しくは経理責任者であった者又は交付対象議員であった者は、当該解散した日の翌日から起算して1月以内に（1月以内に議長が選挙されていないときは、議長が選挙された後速やかに）、議長に対し、収支報告書等を提出しなければならない。

5 議長は、政務活動費の適正な運用を図るため、前各項の規定により収支報告書等の提出があったときは、必要に応じ調査を行うものとする。

（実績の報告）

第13条 政務活動費の交付を受けた会派の代表者及び交付対象議員は、当該交付を受けた年度の末日の翌日から起算して1月以内に、市長に対し、政務活動費に係る実績を報告しなければならない。

2 前条第3項及び第4項の規定は、前項の規定による報告について準用する。この場合において、これらの規定中「議長に対し、収支報告書等を提出しなければならない」とあるのは「市長に対し、政務活動費に係る実績を報告しなければならない」と読み替えるものとする。

（交付額の確定等）

第14条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、当該年度における政務活動費の交付額を確定する。

2 市長は、前項の規定により政務活動費の交付額を確定したときは、速やかに当該報告をした会派の代表者及び交付対象議員に対し、その旨を通知する。

（返還）

第15条 政務活動費の交付を受けた会派の代表者及び交付対象議員は、当該年度において交付を受けた政務活動費の総額から前条第1項の規定により確定された政務活動費の交付額を控除して残余があるときは、当該残余の額に相当する額を、直ち

に市長に返還しなければならない。

(収支報告書等の閲覧)

第16条 何人も、議長に対し、議長の定めるところにより、第12条の規定により提出された収支報告書等の閲覧を請求することができる。

2 議長は、前項の規定による閲覧の請求があったときは、不開示情報（さいたま市情報公開条例（平成13年さいたま市条例第17号）第7条に規定する不開示情報をいう。）が記録されている部分を除き、収支報告書等を閲覧に供するものとする。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後のさいたま市議会政務活動費の交付に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この附則に別段の定めがあるものを除き、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に交付される政務活動費から適用し、施行日前にこの条例による改正前のさいたま市議会政務調査費の交付に関する条例（以下「旧条例」という。）の規定により交付された政務調査費については、なお従前の例による。

3 施行日以後に交付される政務活動費で平成25年3月1日を基準日とするものを充てることができる経費の範囲については、新条例第10条の規定にかかわらず、旧条例の規定により交付された政務調査費の例による。

(旧条例の規定に基づく処分等の効力)

4 施行日の前日までに、旧条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為で、この条例の施行の際現に効力を有するものは、新条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

(さいたま市議会基本条例の一部改正)

5 さいたま市議会基本条例（平成21年さいたま市条例第55号）の一部を次のよ

うに改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
目次 前文 第1章～第6章 [略] 第7章 定数、議員報酬等及び <u>政務活動費</u> （第27条―第29条） 第8章～第10章 [略] 附則 第7章 定数、議員報酬等及び <u>政務活動費</u> <u>（政務活動費）</u> 第29条 会派及び議員は、政策の決定及び形成並びに市政に関する課題に係る調査研究 <u>その他の活動</u> に要する経費の一部に <u>政務活動費</u> を充てることができる。 2 会派及び議員は、前項の趣旨を尊重し、効果的かつ効率的に <u>政務活動費</u> を活用するとともに、これに関係する資料を公開し、その用途の公正性及び透明性を確保しなければならない。	目次 前文 第1章～第6章 [略] 第7章 定数、議員報酬等及び <u>政務調査費</u> （第27条―第29条） 第8章～第10章 [略] 附則 第7章 定数、議員報酬等及び <u>政務調査費</u> <u>（政務調査費）</u> 第29条 会派及び議員は、政策の決定及び形成並びに市政に関する課題に係る調査研究に要する経費の一部に <u>政務調査費</u> を充てることができる。 2 会派及び議員は、前項の趣旨を尊重し、効果的かつ効率的に <u>政務調査費</u> を活用するとともに、これに関係する資料を公開し、その用途の公正性及び透明性を確保しなければならない。

（さいたま市議会政務調査費として交付する額の特例に関する条例の一部改正）

6 さいたま市議会政務調査費として交付する額の特例に関する条例（平成23年さいたま市条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p data-bbox="225 237 791 304">さいたま市議会<u>政務活動費</u>として交付する額の特例に関する条例</p> <p data-bbox="185 351 659 383">(会派に対する<u>政務活動費</u>の額の特例)</p> <p data-bbox="140 394 799 797">第1条 <u>さいたま市議会政務活動費の交付に関する条例</u> (平成25年さいたま市条例第 号) 第2条に規定する会派に対して交付する<u>政務活動費</u>の月額は、同条例第4条第1項の規定にかかわらず、30万円又は12万円のうちから各会派が選択した<u>いずれかの額</u>に、各月の初日(以下「基準日」という。)における当該会派に所属する議員(基準日において任期が満了し、辞職し、失職し、議会から除名され、若しくは死亡し、又は所属する会派から脱会し、若しくは除名された議員を除く。)の数を乗じて得た額とする。</p> <p data-bbox="185 844 772 875">(交付対象議員に対する<u>政務活動費</u>の額の特例)</p> <p data-bbox="140 887 791 1028">第2条 <u>さいたま市議会政務活動費の交付に関する条例</u>第2条に規定する交付対象議員に対して交付する<u>政務活動費</u>の月額は、同条例第5条第1項の規定にかかわらず、18万円とする。</p>	<p data-bbox="898 237 1465 304">さいたま市議会<u>政務調査費</u>として交付する額の特例に関する条例</p> <p data-bbox="858 351 1332 383">(会派に対する<u>政務調査費</u>の額の特例)</p> <p data-bbox="815 394 1465 797">第1条 <u>さいたま市議会政務調査費の交付に関する条例</u> (平成21年さいたま市条例第19号) 第2条に規定する会派に対し交付する<u>政務調査費</u>の月額は、同条例第4条第1項の規定にかかわらず、30万円又は12万円のうちから各会派が選択した額に、各月の初日(以下「基準日」という。)における当該会派に所属する議員(基準日に任期が満了し、辞職し、失職し、議会から除名され、若しくは死亡し、又は所属する会派から脱会し、若しくは除名された議員を除く。)の数を乗じて得た額とする。</p> <p data-bbox="858 844 1445 875">(交付対象議員に対する<u>政務調査費</u>の額の特例)</p> <p data-bbox="815 887 1465 1028">第2条 <u>さいたま市議会政務調査費の交付に関する条例</u>第2条に規定する交付対象議員に対し交付する<u>政務調査費</u>の月額は、同条例第4条第2項の規定にかかわらず、18万円とする。</p>

別表（第10条関係）

項目	内容
調査研究費	調査研究に要する宿泊費等の経費及び調査研究の委託に要する経費（当該経費に交通費が含まれるときは、当該交通費のうち燃料費を除く。）
要請陳情活動費	要請陳情活動に要する経費（当該経費に交通費が含まれるときは、当該交通費のうち燃料費を除く。）
広報広聴活動費	議会活動、市政に関する政策、会派及び議員が行う調査研究、要請陳情活動等を市民に周知する広報活動並びに市民からの要望、意見等を聴取するための広聴活動（以下これらを「広報広聴活動」という。）に要する広報紙、報告書等の印刷費、ホームページ作成費、郵送料、会場費等の経費（当該経費に交通費が含まれるときは、当該交通費のうち燃料費を除く。）
人件費	調査研究、要請陳情活動及び広報広聴活動を補助する職員の雇用に要する給料、賃金、交通費、各種手当、社会保険料等の経費
会議研修費	調査研究、要請陳情活動及び広報広聴活動に資する会議、研修会、意見交換会等（以下「会議研修」という。）の実施及び参加に要する経費（当該経費に交通費が含まれるときは、当該交通費のうち燃料費を除く。）
資料購入費	調査研究のために必要な書籍、新聞、雑誌等の資料の購入及び購読に要する経費
燃料費	調査研究、要請陳情活動、広報広聴活動及び会議研修に要する交通費のうち、自動車等の燃料に要する経費
事務費	調査研究、要請陳情活動及び広報広聴活動のために必要な通信費、事務用消耗品及び備品の購入費等の経費
事務所費	調査研究及び広報広聴活動のために必要な事務所及び附帯施設の賃借料、維持管理費、光熱水費、損害保険料等の経費